

○岡山市立高等学校学則

昭和41年2月1日

市教育委員会規則第2号

改正 昭和42年3月23日市教育委員会規則第2号

昭和43年5月16日市教育委員会規則第4号

昭和44年4月1日市教育委員会規則第9号

昭和45年4月1日市教育委員会規則第4号

昭和48年4月27日市教育委員会規則第7号

昭和52年3月23日市教育委員会規則第2号

昭和56年10月13日市教育委員会規則第9号

昭和63年12月1日市教育委員会規則第4号

平成元年3月22日市教育委員会規則第4号

平成元年12月25日市教育委員会規則第15号

平成2年11月17日市教育委員会規則第7号

平成4年1月7日市教育委員会規則第1号

平成5年2月23日市教育委員会規則第2号

平成6年12月27日市教育委員会規則第8号

平成10年10月27日市教育委員会規則第14号

平成10年12月22日市教育委員会規則第20号

平成12年1月25日市教育委員会規則第1号

平成12年12月26日市教育委員会規則第25号

平成14年2月19日市教育委員会規則第5号

平成21年3月24日市教育委員会規則第2号

平成23年10月25日市教育委員会規則第20号

平成24年7月9日市教育委員会規則第8号

平成25年3月31日市教育委員会規則第10号

平成25年9月25日市教育委員会規則第10号

平成28年3月22日市教育委員会規則第1号

目次

第1章 総則（第1条・第1条の2）

第2章 修業年限，学年，学期及び授業日（第2条—第7条）

第3章 教育課程（第8条）

第4章 課程の修了及び卒業（第9条—第10条の2）

第5章 入学，転学，退学，休学及び留学（第11条—第22条の2）

第6章 褒賞及び懲戒（第23条）

第7章 授業料等（第24条）

第8章 雑則（第25条—第26条）

附則

第1章 総則

（名称及び組織等）

第1条 岡山市立高等学校（以下「高等学校」という。）の名称，課程，学科及び生徒定員は，別表のとおりとする。

（通学区域等）

第1条の2 通学区域は，岡山市立高等学校の通学区域に関する規則（平成10年市教育委員会規則第13号）の定めるところによる。

第2章 修業年限，学年，学期及び授業日

（修業年限）

第2条 修業年限は，3年とする。

（学年）

第3条 学年は，4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年による教育課程の区分を設けない。

（学期）

第4条 学期は，次の2学期とする。ただし，特別の事情がある場合は，岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届け出てこれによらないことができる。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業日数)

第5条 授業日数は、教育課程を実施するために必要な日数を確保しうるよう、校長がこれを定める。

(授業の終始)

第6条 授業終始の時刻は、校長が定める。

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の事情がある場合は、教育委員会に届け出てこれによらないことができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 学年始休業日 4月1日から4月6日まで
- (4) 夏季休業日 7月20日から8月31日まで
- (5) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで
- (6) 学年末休業日 3月22日から3月31日まで
- (7) 前各号に掲げるもののほか、校長が教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があると認め、教育委員会の承認を得た日

第3章 教育課程

(教育課程)

第8条 教育課程は、高等学校学習指導要領の示す基準により校長が定める。

第4章 課程の修了及び卒業

(課程の修了)

第9条 課程の修了は、高等学校学習指導要領の定めるところにより所定の単位を修得した者について、校長が認定する。

2 前項の単位は、過去に在籍した高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において修得した単位を含めることができる。

(卒業)

第10条 校長は、所定の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

2 前項の卒業証書は、様式第1号による。

(課程の修了及び卒業の特例)

第10条の2 校長は、教育上支障がないと認めるときは、学期の区分に従い、課程の修了及び卒業を認めることができる。

第5章 入学，転学，退学，休学及び留学

(入学資格)

第11条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者でなければならない。

2 前項の中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者

(2) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

(5) その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第12条 高等学校に入学(編入学及び転入学を含む。次条から第15条までにおいて同じ。)しようとする者は、所定の入学願書、出身又は在学校長の証明書に岡山市立岡山後楽館中学校・高等学校授業料及び入学選 hands 手数料等徴収条例(平成10年市条例第49号)第1条に定める金額の手数料を添えて校長に願出しなければならない。

(入学許可)

第13条 入学は、校長が許可する。

(入学許可の特例)

第13条の2 校長は、教育上支障がないと認めるときは、学期の区分に従い、入学を許

可することができる。

(報告)

第14条 校長は、前2条の規定により入学を許可した場合には、その状況を教育委員会に報告しなければならない。

(入学手続)

第15条 入学を許可された者の保護者は、本人の住民票の写しを校長に提出しなければならない。

2 入学の時点で本人が成年者の場合は、本人の住民票の写しを校長に提出しなければならない。

(保護者の身上異動届)

第16条 保護者(成年に達した生徒にあっては、父母等とする。以下同じ。)の住所又は身上に異動のあったときは、その都度校長に届け出なければならない。

(通学届)

第17条 生徒を自宅以外から通学させようとするときは、保護者においてその居所を定め、校長に届け出なければならない。

(生徒の身上異動届)

第18条 生徒が死亡したとき又は生徒の住所若しくは身上に異動のあったときは、保護者がその都度校長に届け出なければならない。

(編入学)

第19条 校長は、入学者選抜によらないで、定員内において相当の期間を在学すべき期間として入学を許可することができる。

2 前項の規定により校長が入学を許可する場合は、相当年齢に達し、その課程を修了する見込みがあると認められた者でなければならない。

3 前項の認定は、校長が行う。

4 第1項の入学を許可する時期は、学期の始めとする。

(入学の特例)

第19条の2 校長は、外国の高等学校等から入学を志願する者に対し、教育上支障がないと認めるときは、入学を許可することができる。

2 前項の規定により校長が入学を許可する場合は、相当年齢に達し、その課程を修了する見込みがあると認められた者でなければならない。

3 前項の認定は、校長が行う。

(科目履修生)

第19条の3 特定の科目の聴講を志願する者があるときは、学校において選考のうえ、校長が科目履修生として聴講を許可することがある。

(転学)

第20条 校長は、他の高等学校に転学を志願する生徒のあるときは、その事由を具し、生徒の在学証明書及び指導要録の抄本を転学しようとする学校に送付しなければならない。

2 校長は、その課程を修了する見込みがあると認められた者につき、定員内において履修及び修得した単位に応じて相当の期間を在学すべき期間として転入させることができる。

(退学)

第21条 生徒が退学しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

(休学)

第22条 生徒が病気その他やむを得ない事由のため3月以上出席することができないときは、その事由及び期間を具し、保護者が連署して校長に休学を願い出なければならない。この場合医師の診断書等その事由を証するに足る書類を添えなければならない。

2 校長は、前項による願い出の事由を相当と認めたときは、休学を許可するものとする。

3 休学の期間は、3月以上1年以内とする。ただし、校長が必要と認めるときは、その期間を2年まで延長することができる。

4 校長は、休学許可後3月以内に休学を必要とする事由が解消したと認めたときは、休学を取り消すことができる。

5 休学中の生徒が復学しようとするときは、その事由及び期間を具し、保護者が連署して校長に願い出て許可を受けなければならない。この場合医師の診断書等その事由を証するに足る書類を添えなければならない。

(留学)

第22条の2 外国の高等学校に留学しようとする生徒は、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする生徒は、留学先の国名及び学校名、留学の理由及び期間その他校長が必要と認める事項を記載し、並びに保護者と連署した申請書に、原則として留学先の外国の高等学校の校長が発行する留学受入れの許可書を添えて、校長に提出しなければならない。

3 校長は、前項の申請書を審査のうえ、当該留学を教育上有益であると認めたときは、留学を許可することができる。

4 留学の期間は、3月以上1年以内とする。ただし、校長が適当と認めたときは、その期間を2年まで延長することができる。

5 校長は、生徒が留学を継続する理由がなくなつたと認めたときは、第3項の留学の許可を取り消すことができる。

6 留学を終了した生徒は、外国の高等学校における履修状況等を証明する書類を添付した報告書を校長に提出しなければならない。

7 校長は、前項の報告書を審査のうえ、外国の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

8 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、第3条に規定する学年の途中においても課程の修了又は卒業を認めることができる。

9 前各項に定めるもののほか、生徒の留学に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 褒賞及び懲戒

(褒賞及び懲戒)

第23条 校長又は教員は、教育上必要と認めた場合は、生徒を褒賞又は懲戒することができる。ただし、懲戒のうち退学は、次の各号のいずれかに該当した者に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で卒業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく出席の常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

2 前項の懲戒を行う場合、重要な事項については、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

第7章 授業料等

(授業料等)

第24条 授業料、入学選抜手数料及び入学料は、岡山市立岡山後楽館中学校・高等学校授業料及び入学選抜手数料等徴収条例の規定による。

第8章 雑則

第25条 この規則に定めるもののほか、学校管理上必要な事項については、岡山市立学校管理規則（昭和38年市教育委員会規則第6号）の定めるところによる。

第26条 校長は、この学則に基づいて校則を定めることができる。

附 則

1 この規則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年市教育委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則（昭和43年市教育委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附 則（昭和44年市教育委員会規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年市教育委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年市教育委員会規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年市教育委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年市教育委員会規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年市教育委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年市教育委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年市教育委員会規則第15号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成2年市教育委員会規則第7号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年市教育委員会規則第1号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年市教育委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年市教育委員会規則第8号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年市教育委員会規則第14号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第12条及び第24条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年市教育委員会規則第20号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年市教育委員会規則第1号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年市教育委員会規則第25号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年市教育委員会規則第5号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成21年市教育委員会規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年市教育委員会規則第20号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成 24 年市教育委員会規則第 8 号）

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成 25 年市教育委員会規則第 10 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年市教育委員会規則第 10 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年市教育委員会規則第 1 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年市教育委員会規則第 3 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 1 条関係）

名称	課程	学科	生徒定員			
			1 年	2 年	3 年	計
岡山市立岡山後楽館高等学校	全日制	総合	4 8 0			4 8 0

第 号

卒業証書



氏 名
生 年 月 日
学 科 名

上記の者は本校において
頭書の学科の課程を修了
したことを証する

年 月 日

岡山市立岡山 高等学校長 氏 名 印